

国立大学法人茨城大学と株式会社常陽銀行の連携協力協定書

国立大学法人茨城大学（以下「甲」という。）と株式会社常陽銀行（以下「乙」という。）は、相互の連携協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の連携協力を促進し、相互の発展に資するとともに、地域の発展と産業の振興に寄与することを目的とする。

（事業）

第2条 前条の目的を達成するため、甲及び乙が連携して実施する事業（以下「連携事業」という。）の範囲は以下のとおりとする。なお、連携事業を具体的に実施するに当たっては、甲及び乙は、その都度必要な協議を行う。

- （1）大学発ベンチャーに関する情報交換及び支援
- （2）新技術・新規事業分野に関する情報交換及び支援
- （3）人的支援及びインターンシップの実施
- （4）講演及びセミナーの開催
- （5）その他本協定の目的を達成するために必要な事業

（連携事業の実施）

第3条 甲及び乙は、相互に密接な情報交換を行い、連携事業の円滑、かつ、積極的な推進を図る。

- 2 甲又は乙は、連携事業を実施するに当たって、第三者に関する情報を提供する場合には、それぞれの責任において、当該第三者の事前の了承を得る。
- 3 連携事業の実施の結果、甲又は乙に何らかの損害が生じた場合、相手方はその責任を負わない。ただし、相手方に損害を与えたことについて故意若しくは重大な過失があった場合又はこの協定に違反した場合は、この限りではない。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定により業務上知り得た秘密情報については、それぞれ秘密を保持し、当該情報を本協定の目的以外に使用してはならない。

- 2 前項の規定は、次の各号の情報については適用しない。
 - （1）開示を受けたときに、既に公知であった情報又は既に自己が保有していた情報。
 - （2）開示を受けた後に、自己の責に帰すべからざる事由により公知となった情報又は秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、平成17年12月8日から1年間とする。ただし、有効期間の満了する1ヶ月前までに甲又は乙から解消の申し出がない場合は、その有効期間を1年間延長することとし、以後も同様とする。

2 本協定は、甲又は乙から、任意の時点で解消の申し出があった場合は、両者が協議して、文書による合意が成立したときに終了する。

(残存条項)

第6条 甲及び乙は、本協定が期間満了又は解消等により終了した場合でも、第4条に定める秘密保持の責務を負う。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙はその都度誠意を持って協議し、決定する。

以上の証として、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保管する。

平成17年12月8日

甲

国立大学法人 茨城大学
学 長 菊 池 龍三郎

乙

茨城県水戸市南町二丁目5番5号
株 式 会 社 常陽銀行
取締役頭取 鬼 澤 邦 夫